

五月一日經『寶雨經』餘滴

大西磨希子

はじめに

前稿「聖語藏の『寶雨經』——則天文字の一資料」¹では、東大寺尊勝院の經藏であった聖語藏に傳わる『寶雨經』（卷二・卷五・卷八・卷十）²を取り上げ、そこでの則天文字の使用に着目し、原本の書寫年代や日本への移入について検討した。この聖語藏の『寶雨經』は、光明皇后の發願になる天平十二年（740）五月一日の奥書をもつ、いわゆる五月一日經の一部として書寫されたものであるが、同じ五月一日經の『寶雨經』のうち卷九のみは東京國立博物館に所藏されている。

しかし東博本卷九は、冒頭部分と末尾の寫眞三枚しか公開されていないため、前稿では検討が及ばず、積み残しの形となった。その後、東博本卷九の寫眞撮影を申請し、全卷の調査が可能となったことから、小論ではまず第一章で、この東博本卷九の則天文字の使用状況を確認する。つぎに第二章では、五月一日經『寶雨經』の書寫状況について、正倉院文書をもとに考察を加え、前稿の不備を補うとともに一部誤りを正したい。最後に第三章では、『寶雨經』の譯場列位の校訂を行い、ささやかではあるが前稿の缺を補いたい。

一、東博本『寶雨經』卷九における則天文字の使用

東博本『寶雨經』卷九の法量は、縦 26.0cm、一紙の平均的な長さは 46.0cm で、本文は計十九紙からなり、全長は 830.3cm である。一紙二十四行、一行十六字で書寫されている（圖 1）。

¹ 『敦煌寫本研究年報』第 8 號、2014 年 3 月。

² 卷五・卷八・卷十は、いずれも第 63 號（宮内廳正倉院事務所所藏編『聖語藏經卷（CD-R）』第二期〈天平十二年御願經〉第 1 回配本、丸善、2000 年）に編號されている。一方、卷二のみ第 121 號（同、第二期〈天平十二年御願經〉第 3 回配本、丸善、2003 年）に編號されている。

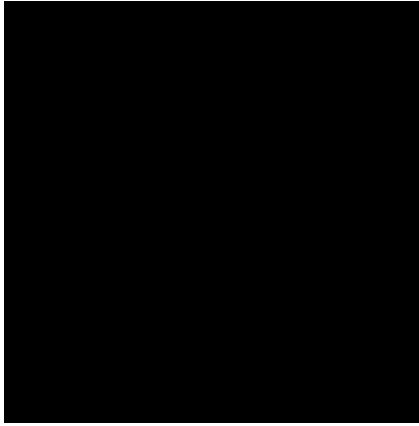


図 1: 東京国立博物館所蔵『寶雨經』
卷九 第一紙部分
(画像提供: 東京国立博物館)

東博本『寶雨經』卷九には、末尾に「天平十二年五月一日記」と記す光明皇后の發願文がある。また前稿でも述べたように、五月一日經として書寫された『寶雨經』は全十巻のうち半分の巻二・巻五・巻八・巻九・巻十の五巻でしかなかったことが正倉院文書によって確認できる³。この五月一日經として書寫された『寶雨經』五巻の内譯は、聖語藏に現存する四巻(巻二・巻五・巻八・巻十)と東博本(巻九)と見事に一致している。したがって東博本『寶雨經』卷九が、他の聖語藏諸巻と同じ五月一日經の寫經事業の一貫として書寫されたものであることは、まったく疑いを容れない。そして、このことは東博本卷九

における則天文字の使用状況からも確認することができる(表1)。つまり東博本卷九に用いられている則天文字は、聖語藏の他の四巻と同じく、天授元年(690)九月に制定された第二期までのものに限られ、證聖元年(694)正月に制定された第三期以降の文字については、一字の例外もなく常字が使用されている。また東博本卷九においても、經文は首尾一貫して則天文字を使用しているのに對し、天平十二年の奥書は則天文字を一切使用しない點も、聖語藏の他の四巻と等しい。

なお、東博本卷九における則天文字の使用状況を、同じ卷九の寫本である S.2278 と比べると、一部の文字數に小異がみられる。しかしこれは、東博本は譯場列位の後半を欠き、S.2278 は卷首を欠いているために生じたものであって、しかもそ

³天平十四年(742)七月二十四日「裝潢本經充帳」(續々修二十八帙三卷;『大日本古文書』編年八、112頁)、天平十四年九月三十日「一切經經生手實」(續々修一帙所收;『大日本古文書』編年八、93頁)、天平十五年(743)三月三日の「寫一切經所請經帳」(續々修十六帙四卷;『大日本古文書』編年八、166頁)。以上の三文書は前稿でも指摘したが、天平十八年(746)十一月十日「寫經目錄」にも「天平十八年十一月十日、堪納第五橫經并卅九欲〔之中、一欲紙欲、請南〕……寶雨經十卷〔缺五卷見五卷〕欲」(〔 〕内割注)とある。その他、天平十八年七月二日「寫經目錄」(正集十五裏書;『大日本古文書』二、556頁)にも「寶雨經十卷〔五卷、缺五卷〕」、天平勝寶三年(751)九月二十日「寫書布施勘定帳」(續々修十三帙一卷;『大日本古文書』編年十二、107頁)にも「寶雨經十卷〔缺五〕」と記されている。これら五月一日經書寫當時に缺けていた残りの五巻分は、天平勝寶六年に入唐廻使によって伝えられたことが、やはり正倉院文書(天平寶字五年(761)三月廿二日「奉寫一切經所解」續々修三帙四卷;『大日本古文書』編年四 497・499頁)によって確かめられる。松本包夫「聖護藏五月一日經の筆者と書寫年代その他1」(『書陵部紀要』15、1963年)、58頁を参照。

れら文字数の差はすべて缺損箇所での当該文字の出現回数と一致しているから⁴、実際には違いは含まれないことになる。

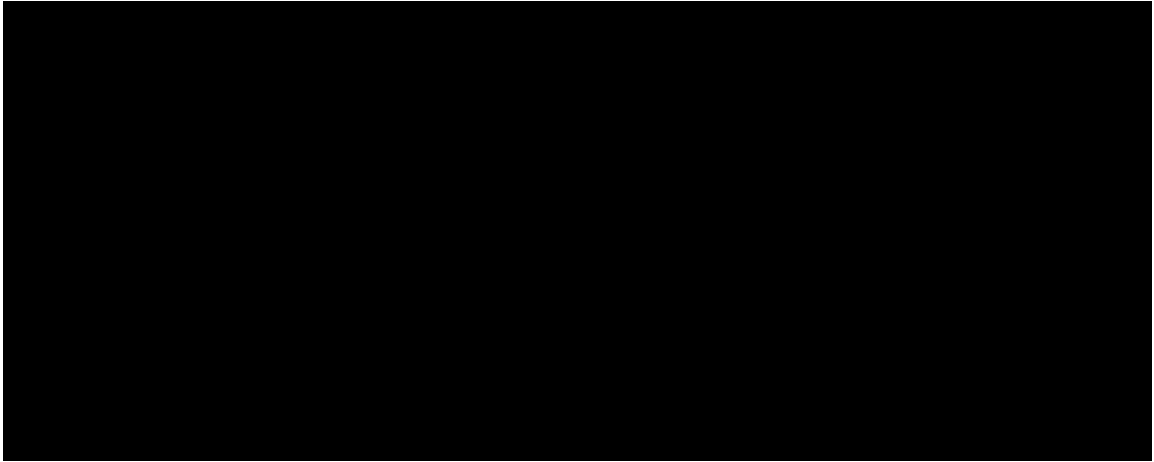


圖 2：東京國立博物館所藏『寶雨經』卷九 譯場列位および願文部分
(畫像提供：東京國立博物館)

したがって東博本巻九の底本に含まれる則天文字もまた、聖語藏の『寶雨經』他巻や敦煌寫本 S.2278 およびトゥルフアン寫本 MIK III-113 と同じく、第二期制定のものまでに限られ、その書寫年代の下限は第三期の則天文字制定までに置くことができる(表 2)。その上限はいうまでもなく『寶雨經』の譯出時であるから、原

⁴小異の詳細と理由はつぎのとおり。

(1) 則天文字の「正」が、東博本は 4 箇所であるのに對し S.2278 が 3 箇所の一つ少ないのは、S.2278 は首部を缺いており、その缺けた部分(『大正藏』16、320a15)に「正」字が一箇所含まれるため。

(2) 則天文字の「臣」が、東博本にみられないのに對し S.2278 に 8 箇所あるのは、これら 8 箇所の「臣」字はすべて譯場列位の後半部分に出てくるが、東博本はその部分が抜け落ちてしまっているため。

(3) 則天文字の「授」が、東博本は 7 箇所であるのに對し S.2278 が 8 箇所の一つ多いのは、東博本の譯場列位に「佛授記寺寺主渤海縣開國公沙門行感證義」の行が缺けているため。

(4) 常字の「證」が、東博本は 30 箇所であるのに對し S.2278 が 32 箇所であるのは、S.2278 は首缺部分(『大正藏』16、320a19)に「證」が一箇所含まれる一方、東博本は譯場列位のうち「佛授記寺寺主渤海縣開國公沙門行感證義」「京西明寺沙門圓測證義」「波羅門僧般若證譯」の三行を缺いているため。

(5) 常字の「國」が、東博本は 6 箇所であるのに對し S.2278 が 7 箇所の一つ多いのは、東博本は譯場列位のうち「佛授記寺寺主渤海縣開國公沙門行感證義」の一行を缺いているため。

(6) 常字の「人」が、東博本は 5 箇所であるのに對し S.2278 が 4 箇所の一つ少ないのは、S.2278 では首缺部分(『大正藏』十六、320c16)に「人」が一箇所含まれるため。

なお、S.2278 の別筆とは、譯場列位の後に書き加えられた「證聖元年歲次癸未四月戊寅朔八日」以下の三行を指す。

本の書寫時期は長壽二年九月（693年10月）から延載元年十月（694年11月）の間、すなわち『寶雨經』の譯出からわずか一年以内に求めることができる。

二、五月一日經『寶雨經』の書寫および校正の時期

五月一日經『寶雨經』は、正倉院文書によって具體的な書寫および校正の時期を窺い知ることができる。順を追ってみていこう。

まず、前稿でも取り上げた天平十四年（742）七月二十四日から天平十五年九月七日までの記録を収めた「裝潢本經充帳」⁵に、

天平十四年七月廿四禪院本經充

（中略）

寶雨經五卷 充建部廣足
用九十二枚

とある。そこから『寶雨經』五卷は元興寺禪院から底本を借用した經典であったこと、書寫擔當者は建部廣足で、書寫用に充當された用紙が九十二枚であったことが分かる。さらに、同文書の後半にはまた、

以九月廿日充

（中略）

寶雨經五卷 用九十二

（中略）

合六十八卷 用紙壹仟參佰漆拾漆枚 空六
破四

右、經充秦大床、勘如前、

九月廿日韓國人成

知大伴民

とある⁶。これらの經典六十八卷を充當された秦大床は裝潢であること⁷、また「寶雨經」とある經名の右に別筆で「題」と追記されていることからみて、この九月二十日の段階で『寶雨經』の書寫は完了し、その後、卷子に仕立てられたものと考えられる。すると五月一日經の『寶雨經』書寫は、天平十四年七月二十四日から九月二十日までの間になされたと推定できよう。

⁵續々修二十八帙三卷；『大日本古文書』編年八、111～112頁。

⁶續々修二十八帙三卷；『大日本古文書』編年八、118～119頁。

⁷裝潢の業務として正倉院文書にあらわれる語には「造紙」「打紙」「界」「繼」「界紙」「繼紙」「張繼」「張打」「書作」「界引」などがあり、紙漉きや界線を引くことなども職掌に含まれていたことが分かる。

この書寫時期は、さらに限定することができる。それは『寶雨經』書寫を含めた作業報告が、天平十四年九月三十日の「一切經并疏經生等手實案帳」⁸に、經生の建部廣足の手實として残されているため、そこにはつぎのようにある。

建部廣足 請雜經十八卷既寫了

受紙三百廿張 見用紙三百廿張^{「合」} 此中願文十三枚

寶雨經五卷、第二^{十八}、第五^{十九}、第八^{十八}、第九^{十九}、第十^{十八}（中略）

「以上十八卷」天平十四年九月卅日「讀道主 勘人成」

この建部廣足の手實を含む繼文の端裏書には「自天平十四年九月一日至廿九日一切經々生手實案文紙」とあり⁹、これらが九月一日から二十九日までに行った經生の實務報告であることが知られる。したがって五月一日經『寶雨經』の書寫が着手されたのは天平十四年九月一日以降、完成したのは裝潢の秦大床に送られた九月二十日までの間ということになる。

さらに、ここには用紙の各巻あたりの内譯も示されており、その合計は前掲の「裝潢本經充帳」に記された九十二枚とも合致する。のみならず、これら正倉院文書に記される用紙数は、現存する五月一日經『寶雨經』の各巻とも確かに一致している（表3）。なお、これら各巻に要する用紙を記した割注に、「文一」とあるのは、二行目に「願文十三枚」とある願文のことと考えられるから¹⁰、天平十二年五月一日付の光明皇后の發願文を指すものであろう¹¹。ただし、この願文については、用紙の枚数にはカウントされていない。

經生手實には、擔當する經師と擔當した經典名および巻數、用紙の内譯、寫經用に受け取った紙（「受紙」）の枚數と實際に使用した紙（「見用」）の枚數、さらに未使用で返却した紙（「反上」）の枚數などが記されている。この建部廣足の場合は、三百二十枚を受け取り、實際に書寫に用いた枚數もちょうど三百二十枚であったことになる。

さて、ここで注目したいのは、「讀道主 勘人成」との追筆である。従來の研究によって、この「勘人成」とある「人成」は、布施申請解の經師名の最後に記され

⁸續々修一帙二卷；『大日本古文書』編年八、92～93頁。

⁹『正倉院文書』編年八、86頁。なお、五月一日經の手實に関しては、以下に詳しい。大平聰「寫經所手實論序説——五月一日經手實の書式をめぐって」（皆川完一編『古代中世史料學研究』上巻、吉川弘文館、1998年）。石上英一「集合文書と文書集合」（前掲『古代中世史料學研究』上巻）。三上喜孝・飯田剛彦「正倉院文書寫經機關關係文書編年目録——天平十四年・天平十五年」（『東京大學日本史學研究室紀要』四、2000年）。

¹⁰この時の建部廣足の手實には、『寶雨經』以外に『四諦論』や『觀世音菩薩陀羅尼經』などにも、用紙の數とともに「文一」とあり、その合計はまさしく十三枚となる。

¹¹ただし、「文一」と記さない巻八にも天平十二年五月一日の願文は記されており、不審である。單なる記入漏れであろうか。

ている韓國人成であり、手實を貼り繼ぎ布施申請解を作成するという、寫經機構の事務統括を行っていた人物であったと考えられている¹²。そして、「讀道主 勘人成」とある追筆は、手實の報告内容を「點檢」したことを示すものと解されている¹³。つまり、手實は布施申請解の作成のための原資料としての役割を果たしていたことから、布施計算の根據となる報告内容に誤りがないかどうかを韓國人成らがチェックした際の追記であるとの解釋である。これは確かに「勘人成」と記す韓國人成については正しい。しかし、「讀道主」のように「讀某」とある追筆部分については、點檢とは別の作業工程を示すものではないだろうか。この點について、少し検討してみたい。

「讀某」の追筆の意味を考えるためには、問題の『寶雨經』の手實を含む「一切經并疏經師手實案帳」の構成を知る必要があるだろう。當該文書は、天平十四年六月から十一月に行われた寫經事業に關わる複数の文書を貼り繼いだもので、凡そつぎのような構成になっている¹⁴。

- I. 總首題（第1紙）「自天平十四年六月一日至十一月卅日一切經々并裝潢校生等案文紙」
- II. 六～十一月 經生手實（第2～第66紙）
 - i [六・七月分] 首部總計（第2紙）・經生手實（第3～第8紙）
 - ii [八月分] 首部總計（第9紙）・經生手實（第10～第29紙）
 - iii [九月分] 首部總計（第30紙）・經生手實（第31～第48紙）
 - iv [十・十一月分] 首部總計（第49紙）・經生手實と用紙未奉人注文（第50～第66紙）
- III. 六～十一月 裝潢充經注文（第67紙）
- IV. 六～十一月 校經手實解（第68～第72紙）
- V. 裝潢所解（第73紙）

つまり、本文書は天平十四年六月から十一月にかけての一切經（すなわち五月一日經）寫經に關わる手實を、(II) 經生 (III・V) 裝潢 (IV) 校生の順に貼り繼いだものということになる。そのうち (IV) の校生とは、田邊當成、大伴吉人、川原人成、田邊道主、尾張少土の五人である。

ここで、(II) の經生手實に記された「讀某」「勘某」等の追筆について拾い上げ

¹²前掲注9 三上・飯田論文、78頁。

¹³例えば石上氏は、『寶雨經』を含めた天平十四年九月三十日の手實群について、「韓國人成手實を含めた手實が韓國人成らにより點檢され貼繼いで續文とされ」などと述べておられる（前掲注9 石上論文、356～357頁）。

¹⁴皆川完一「光明皇后願經五月一日經の書寫について」（『日本古代史論集』上、吉川弘文館、1962年）、前掲注9 石上論文（354～357頁）を参照。

ると、つぎのようになる。

II－i〔六・七月〕：「川原¹⁵ 勘人成」「勘人成 川原」「讀大伴 勘人成」「讀川原 勘人成」「讀川原 勘人成 川原人成」「勘人成竝讀」「讀田邊 勘人成 川原人成」

II－ii〔八月〕：「讀田邊 勘人成」「讀大伴 勘人成 川原人成」「讀川原 勘人成 川原人成」「讀田邊 勘人成 川原人成」「讀川原 勘人成 川原人成」「讀勘人成」「讀大伴 勘人成」「讀川原 勘人成」「讀道主 勘人成」

II－iii〔九月〕：「讀川原當成 勘人成」「讀川原當成 勘人成」「讀當成川原」「勘人成」「讀川原 勘人成」「讀田邊道主 勘人成」「讀道主 勘人成」

II－iv〔十・十一月〕：「讀尾張 勘人成」「讀勘人成」

すでに指摘されているように、「勘某」は例外なく「勘人成」である。したがって「勘人成」については、従來の指摘どおり韓國人成による點檢を示す追筆とみなして問題なかろう。一方、「讀某」「檢某」として、あるいは人名のみが追筆されているのは、①川原（人成）、②大伴、③田邊、④當成、④（田邊）道主、⑤尾張であり、(IV)の校經手實解に記される校生と完全に一致する。したがって「讀某」とあるのは、校生による校正の擔當箇所を示す追筆と解せるのではなかろうか。

この推定はつぎの資料によって裏付けが可能となる。すなわち天平十四年十月廿八日「田邊道主校經解」¹⁶である。そこには、

田邊道主解 申所校一切經并千手經事

一切經卷數惣玖拾漆卷 用紙壹仟捌佰捌拾張

千手經卷數壹拾卷 用紙一佰漆拾張

合卷數壹佰漆卷

用紙合貳仟五拾張

右、始七月廿八日、至十月廿八日、所校一切經并千手經卷數用紙等、記進如前、

天平十四年十月廿八日¹⁷ 「勘人成」

とあり、田邊道主が天平十四年七月二十八日から同年十月二十八日までの間に行った一切經（五月一日經）の校經卷數は97巻で、紙數は1880張であったことが記さ

¹⁵ 文書には「川河」のように表記されているものも含まれており、それらについて『大日本古文書』では「川河」としているが、「川原」と解して問題ないと考え、ここでは「川原」に統一した。

¹⁶ 續々修七帙四裏書（『大日本古文書』編年八、130～131頁）。

¹⁷ 『大日本古文書』は日付を「六」日に讀んでいるが、この解は天平十四年十月廿八日までの校經を申上したもので、かつ「廿八」と「六」とは字形が近いことから、ここでは廿八日に改めた。

れている。注目されるのは、この巻数が先の（IV）の校經手實解のうち、つぎの田邊道主の手實¹⁸と一致する点である。

田邊道主 校經¹⁹紙事

合校經九十七卷校紙一千八百八

右、始五月廿八日至十月廿八日、所校一切顯注如前、以申

十月廿八日「勘人成」

「且充二百文 一千枚料」

このうち校紙数を「一千八百八」としているのは、末桁の十を省略したものであろうか。いずれにせよ、時期的にみてこの手實と先の手實解とが、同じ校經について記したものであることは間違いない。先述したように五月一日經『寶雨經』の書寫時期は、天平十四年九月一日から九月二十日までの間であったと推定され、その後、裝潢のもとに送られているから、校正はさらにその後の十月二十八日までの間になされたと考えられよう。

聖語藏の五月一日經について、現存する 750 巻について校正の有無を調べたところ、朱字による訂正が含まれないものは、僅か 45 巻²⁰に過ぎなかった。また正倉院文書には、經生（經師）だけでなく校生の手實なども残されていることから、五月一日經の寫經事業では校正までもが一連の工程の中に含まれていたと考えられ、恐らくは經生（經師）による書寫が完了した經典から順に、時を隔てずして校生のもとに送られ、校訂が加えられたものと思われる。これについて、前稿では「この朱による書き込みがいつのものなのかについては確證を缺くが、天平勝寶七歳（755）二月九日の「外島院一切經散帳」（續々修二帙十卷；『大日本古文書』編年十三、131 頁）に「寶雨經十卷 缺五卷 請留花嚴講師所爲寫繼／（中略）以前經、爲正、奉請寺々、并奉請内裏如件（後略）」とあることが注目され、あるいはこの時の勘經によるものであろうか」²¹としていたのは誤りである。ここに訂正しておきたい。

以上から、五月一日經『寶雨經』は、建部廣足によって、天平十四年九月一日から同月二十日の間に、當初配給されていた用紙をちょうど使い切る形で書寫がなされ、韓國人成によるチェックを受けた後、校生の田邊道主のもとに送られ、同年十月二十八日までの間に校正がなされたということになる。

¹⁸『大日本古文書』編年八、106 頁。

¹⁹「紙」字の左に抹消點を付し、右に「校」字を記す。

²⁰うち 6 巻には、朱字による校正は加えられていないが、墨書の付箋が認められる。朱字による校正と墨書による付箋での校正が、どのような関係にあるのかは不明であるが、壓倒的に朱字が多いことから、朱字が當初の校正であることはほぼ疑いないものと思われる。

²¹前掲注 1 拙稿、74 頁、注 19。

三、『寶雨經』譯場列位の校訂

東博本卷九（圖2）を含め、計四本の『寶雨經』寫本に譯場列位が記されている。そのうち聖語藏本とトゥルファン寫本（MIK III-113）は卷二、東博本と敦煌寫本（S.2278）は卷九である。その他、『開元釋教錄』卷九にも『寶雨經』の譯經に関して、

暨天后御極方赴帝京、以長壽二年癸巳創達都邑。即以其年於佛授記寺譯寶雨經。中印度王使沙門梵摩同宣梵本。沙門戰陀居士婆羅門李無諂譯語。沙門慧智證譯語。沙門處一等筆受。沙門思玄等綴文。沙門圓測神英等證義。司賓寺丞孫辟監護。

と記し、職掌ごとに代表者を一名ずつ挙げており参照される²²。そこで、これらを表にまとめると表4のようになる。

これらのうち東博本卷九が、譯場列位の後半を缺いていることは一見して明らかである。この譯場列位のすぐ後には天平十二年五月一日の願文が記されているから、これは書寫時の誤りではなく、禪院から借用した底本の缺損に由來するものであろう。これに對し、聖語藏本卷二とS.2278が内容的にもっとも詳細で、前者には他本にない「麟臺楷書令史忠杜大寶寫」の一行が加わり、後者にはMIK III-113と同じく「波羅門忠李無諂譯語」の一行が記されている。そのうち麟臺は「邦國の經籍圖書の事を掌る」とされた祕書省の武周期における名稱であり²³、「專當典并寫麟臺楷書令史忠徐元處」も同じ麟臺の楷書令史であるから、信賴してよからう。また「波羅門忠李無諂譯語」とある李無諂についても、前掲の『開元釋教錄』卷九にも「沙門戰陀居士婆羅門李無諂譯語」とあるから、『寶雨經』譯場列位に本來含まれていたことは疑いない。これはまた同じ『開元釋教錄』卷九に、李無諂が武后聖曆三年（700）庚子三月に佛授記寺の翻經院において譯出した經典として『不空罽索陀羅尼經』一卷を載せるなかで李無諂について、北インド出身で「識量聰敏にして、内外該通し、唐・梵二言、洞曉し滯ること無し。三藏阿彌眞那・菩提流志等、衆經を翻譯し、竝びに無諂と語を度る」と記していることから頷け

²² 『大正藏』五五、570a。

²³ 『舊唐書』卷四三、職官二に「掌邦國經籍圖書之事」とあり、その改稱時期を光宅（684年）とする。この麟臺への改稱時期については『舊唐書』卷六、則天武后本紀第六にも「九月、大赦天下、改元爲光宅。……改東都爲神都、又改尚書省及諸司官名」とするが、『舊唐書』卷四三、職官二では、祕書監を「天授改爲麟臺監」、祕書少監を「天授爲麟臺少監」とする。さらに、『唐六典』卷十、『通典』卷二六、『冊府元龜』卷六二〇においても祕書省から麟臺への改稱を天授としており、記録に齟齬がみられる。

る²⁴。

また四種の寫本における譯場列位の記載順は、證義の行感以外は亂れがみられない。すなわち聖語藏本卷二のみ、行感を知靜と惠儼の間に記しているが、MIK III-113 と S.2278 は神英と圓測の間に記している。一方、東博本卷九に行感が記されていないのは、神英の後の部分が缺けていることによるものであろう。したがって、行感 は MIK III-113 や S.2278 のように神英の次に記されるのが、本來の順序であったと考えられる。

さらに寫本中には誤寫も含まれている。「中印度王使沙門梵魔兼宣梵本」(MIK III-113) とあるのは「中印度王使沙門梵摩兼宣梵本」の誤りである。同様に「鴻州度山縣人思叱干智藏寫梵本」(聖語藏本卷二) は「鴻州慶山縣人思叱干智藏寫梵本」、「專當使文林郎守左衛翊二府兵曹參軍事思傳守眞」(聖語藏本卷二・東博本卷九) は「專當使文林郎守左衛翊二府兵曹參軍事思傳守眞」の、それぞれ誤りである。また聖語藏本卷二と東博本卷九はすべて「證議」としているが、正しくは「證義」である。その他、缺字を含めて四本を校勘すると、つぎのように復原することができる。

大周長壽二年歲次癸巳九月丁亥朔三日己丑佛穠記寺譯
大白馬寺大德沙門懷義監譯
南印度沙門達摩流支宣釋梵本
中印度王使沙門梵摩兼宣梵本
京濟法寺沙門戰陀譯語
佛穠記寺沙門慧智證譯語
佛穠記寺沙門道昌證梵文
珣宮寺沙門達摩難陀證梵文
大周東寺都維那清源縣開國公沙門處一筆受
佛穠記寺都維那昌平縣開國公沙門德感筆受
佛穠記寺沙門思玄綴文
長壽寺主沙門智激綴文
佛穠記寺都維那贊皇縣開國公沙門知靜證義
大周東寺都維那預章縣開國公沙門惠儼證義
珣宮寺上座沙門知道證義
大周東寺上座江陵縣開國公沙門法明證義
長壽寺上座沙門知機證義

²⁴ 「識量聰敏、内外該通、唐・梵二言、洞曉無滯。三藏阿彌真那・菩提流志等、翻譯衆經、竝無諂度語」(『大正藏』五五、566b)。

大奉先寺上座當陽縣開國公沙門慧稜證義
佛楡記寺沙門神英證義
佛楡記寺寺主渤海縣開國公沙門行感證義
京西明寺沙門圓測證義
波羅門僧般若證譯
波羅門思李無諂譯語
波羅門思度破具寫梵本
鴻州慶山縣人思叱干智藏寫梵本
婆羅門思迦葉烏擔寫梵本
婆羅門思刹利烏臺寫梵本
尚方監匠思李審恭裝
麟臺楷書令史思杜大賓寫
專當典并寫麟臺楷書令史思徐元處
專當使文林郎守左衛翊二府兵曹參軍事思傅守眞
勅檢校翻經使典司賓寺府史趙思泰
勅檢校翻經使司賓寺録事攝丞孫承辟

おわりに

小論ではまず、五月一日經として書寫された『寶雨經』五巻のうち、未調査であった東博本巻九について則天文字の使用状況を調べ、それらが聖語藏の『寶雨經』他巻や敦煌寫本 S.2278 およびトゥルフアン寫本 MIK III-113 と同じく、第二期制定のものまでに限られることを指摘した。その結果、東博本巻九の原本の書寫年代は、他寫本と同じく『寶雨經』の譯出（長壽二年九月）から第三期の則天文字制定（延載元年十月）までの一年以内に求めることができた。

つぎに五月一日經『寶雨經』の書寫および校正の時期について、正倉院文書をもとに検討を加えた。その結果、つぎのような推定が成り立つ。すなわち天平十四年七月二十四日に、元興寺禪院から計五巻が底本として借し出され、書寫擔當者である建部廣足に用紙九十二枚が充當された。その後、天平十四年九月一日から九月二十日までの間に建部廣足によって、配給されていた用紙をちょうど使い切る形で書寫がなされ、韓國人成による勘知を受けたのち、裝潢の秦大床に送られ卷子に仕立てられた。ついで九月三十日の手實に『寶雨經』書寫も報告され、韓國人成によって勘知されたのち、校生の田邊道主のもとに送られ、十月二十八日までの間に校正がなされた、ということになる。

その後の状況は、天平十八年（746）十一月十日「寫經目錄」²⁵に、

天平十八年十一月十日、堪納第五櫃經并卅九欲	之中、一欲紙欲、 請南
注維摩經六卷	
雜第十九秩	十卷
第廿秩	十二卷
最勝王經一部	十卷 請宮 無秩
金光明經一部	八卷
寶雨經十卷	缺五卷 見五卷 欲
(後略)	

とあり、天平十八年頃には第五櫃に『金光明經』などと共に納められていたことが分かる。

最後に、五月一日經『寶雨經』が敦煌寫本 S.2278 やトゥルフアン寫本 MIK III-113 と同じく一行十六字で書寫されている点について、少しふれておきたい。

前稿において、譯出から一年以内に書寫された『寶雨經』の姿を伝えるこれらの諸寫本が、一紙ごとの行数は一致しないものの²⁶、いずれも一行十六字を基本としていることに着目し、武周期に一行十六字の寫經規格が存在していた可能性を指摘した。その後、聖語藏の五月一日經 750 卷について一行ごとの文字数を調べたところ、ほとんどが中國南北朝時代から唐時代にかけての寫經の規格である一行十七字に則っていた²⁷。そのうち一行十六字とするのは、わずかに『寶雨經』と『大般涅槃經集解』²⁸のみであり、しかも則天文字を使用するのは、『寶雨經』だけで、五月一日經の他經にはみられないことも併せて明らかとなった。したがって、これはやはり底本をそのまま忠實に寫した結果と考えられる。

そこで、武周期の紀年を有する敦煌寫本を対象に一行の文字数を調べてみると、豫想に反して、調査した範囲では一行十六字とするのは『寶雨經』の S.2278 のみで、他はすべて十七字であった²⁹。また興味深いことに、武周期の書寫であるに

²⁵ 正集三十七裏書；『大日本古文書』二、557 頁。

²⁶ S.2278 は一紙二十八行、MIK III-113 號は一紙二十二行、聖語藏と東博の五月一日經は一紙二十四行で書寫されている。

²⁷ 一紙あたりの行数についても聖語藏の五月一日經 750 卷について調べてみると、一部に 23～27 行のものが含まれるほかは、大半が 24 行か 25 行であった。五月一日經の書寫には中斷期があったことが明らかにされており、一紙 24 行と一紙 25 行との違いは、そうした中斷による時期的な相違に由来するものかもしれないが、その是非を含めた詳細は今後の調査に俟ちたい。

²⁸ 第 98 號（宮内廳正倉院事務所所藏編『聖語藏經卷（CD-R）』第二期〈天平十二年御願經〉第 3 回配本、丸善、2003 年）。

²⁹ 調査した寫本はつぎのとおり。S.2157『妙法蓮華經』卷四〔天授二年（691）三月〕、S.238『金眞光八景飛經』〔如意元年（692）閏五月〕、S.5176『妙法蓮華經』卷三〔長壽三年（694）四月〕、S.3542『阿彌陀經』〔長壽三年（694）六月〕、P.2806『太玄真一本際經』卷四〔證聖元年（695）閏二月〕、S.5005『藥師經』卷一〔證聖元年（695）四月〕、S.217『觀世音經』〔天冊萬歲二年（696）正月〕、P.2314『大方廣佛華嚴經』〔聖歷二年（699）十月〕、S.87『金剛般若經』〔聖曆三年（700）五月〕、S.523『金光明最勝王經』卷八〔長安三年（703）十月〕、S.622『新菩薩經』〔長安四年（704）五月〕。

も関わらず、經文に則天文字を使用しているのは『寶雨經』S.2278と『新菩薩經』S.622の二點のみで、他は識語のみに則天文字を使用し、經文は常字であった。これは武周期の墓誌がほぼ例外なく則天文字を使用しているのに對し、全く對照的である。

しかし經典において『寶雨經』だけが例外だったのかといえ、そうではなかった可能性がある。武周期を含む隋唐期の經錄、すなわち『衆經目錄』（開皇十四年（594）勅撰）、『大唐內典錄』（麟德元年（664）撰）、『大周刊定衆經目錄』（天冊萬歲元年（695）勅撰）、『開元釋教錄』（開元十八年（730）撰）、『貞元新定釋教目錄』（貞元十六年（800）勅撰）には、經典の紙數が記されており、それらを比較すると、『大周刊定衆經目錄』のみ多くなっているものが散見し、その中には問題の『寶雨經』も含まれている（表5）。こうした紙數の違いは、武周期に『寶雨經』以外にも一行十六字の寫經が存在していた可能性を示すものかもしれない。ただ、勅撰である『大周刊定衆經目錄』には、他の經錄と紙數が異なるものも多く含まれていることからすれば、假に一行十六字の書式が存在していたとしても、改めて全經典をその書式で寫し直すといったことはなされていなかったようである。またそもそも、武周期において一部の經典の紙數が増えているのは、一行十六字の書寫によるものなのか、あるいは別の理由によるものなのか。經文書寫における則天文字の使用のあり方を含め、武周期の寫經については、なお検討すべき問題が残されている。今後の課題としたい。

（作者は佛教大學佛教學部准教授）

表1 東博本と他の『寶雨經』寫本における則天文字の使用状況

	第一期												第二期	第三期		第四期	第五期		備考
	𠂔	𠂔	○	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	
	(日)	(月)	(星)	(天)	(地)	(年)	(正)	(載)	(初)	(君)	(臣)	(照)	(授)	(證)	(聖)	(國)	(人)	(月)	
東博本(卷九)	3	1		4	10	1	4		1				7	(30)	(4)	(6)	(5)		「花」なし
S.2278(卷九)	3	1		4	10	1	3		1		8		8	(32)	(4)	(7)	(4)		「花」なし
聖語藏(卷二)		2		4	2	1	29		3		8		8	(21)	(3)	(12)	(1)		「花」なし
聖語藏(卷五)	23	13		14	12		6		1				1	(10)	(4)		(22)		花(19)
聖語藏(卷八)				6	6	1	12		1					(10)	(6)	(3)	(19)		花(1)
聖語藏(卷十)	3	3		23	10		22		3						(4)		(13)		花(11)

※S.2278の「證」字の数について前稿は「30」と誤っていたが訂正。また、再末尾の別筆は本文と異なるため、本表には含めない。

表 2 則天文字の制定時期

分期	開始年月	制定された則天文字
第一期	載初元年正月(689年)	囧 囧 ○ 凵 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔
第二期	天授元年九月(690年)	穠
第三期	證聖元年正月(694年)	𠂔 𠂔
第四期	證聖元年四～五月の間(695年)	囧
第五期	聖曆元年正月(698年)	𠂔 𠂔

表 3 五月一日經『寶雨經』の用紙数

	正倉院文書 が記す紙数	実際の紙数
東博本(卷九)	19紙	19紙
聖語藏(卷二)	18紙	16紙 (冒頭2紙缺)
聖語藏(卷五)	19紙	19紙 (冒頭9行缺)
聖語藏(卷八)	18紙	18紙
聖語藏(卷十)	18紙	18紙 (冒頭10行缺)

表4 『寶雨經』譯場列位對照表

	卷二(聖語藏本)	卷二(MIK III 113)	卷九(S.2278)	卷九(東博本)	(參考)『開元釋教錄』卷九
	大周長壽二年歲次癸巳九月丁亥三月(ママ)己丑佛授記寺譯	大周長壽二年歲次癸巳九月丁亥三日己丑佛授記寺(譯)	大周長壽二年歲次癸巳九月丁亥朔三日己丑佛授記寺譯	大周長壽二年歲次癸巳九月丁亥朔三日己丑佛授記寺譯	長壽二年 佛授記寺譯
監譯	大白馬寺大德沙門懷義監譯	大白馬寺大德沙門懷義監口(譯)	大白馬寺大德沙門懷義監譯	大白馬寺大德沙門懷義監譯	
宣釋梵本	南印度沙門(「達」欠)摩流支宣釋梵本	南印度沙門達摩流支宣釋梵口(本)	南印度沙門達摩流支宣釋梵本	南印度沙門達摩流支宣釋梵本	達摩流支譯(沙門菩提流支、本名達磨流支、南印度人)
兼宣梵本	中印度王使沙門梵摩兼宣梵本	中印度王使沙門梵魔兼宣梵本	中印度王使沙門梵摩兼宣梵本	中印度王使沙門梵摩兼宣梵本	中印度王使沙門梵摩同宣梵本
譯語	京濟法寺沙門戰陀譯語	京濟法寺沙門戰陀譯語	京濟法寺沙門戰陀譯語	京濟法寺沙門戰陀譯語	沙門戰陀居士釋語
證譯語	佛授記寺沙門慧智證譯語	佛授記寺沙門慧智證譯語	佛授記寺沙門慧智證譯語	佛授記寺沙門慧智證譯語	沙門慧智證譯語
證梵文	佛授記寺沙門道昌證梵文	佛授記寺沙門道昌證梵文	佛授記寺沙門道昌證梵文	佛授記寺沙門道昌證梵文	
	天宮寺沙門摩難陀證梵文	天宮寺沙門達摩難陀證梵文	天宮寺沙門達摩難陀證梵文	天宮寺沙門摩難陀證梵文	
筆受	大周東寺都維那清源縣開國公沙門處一筆受	大周東寺都維那清源縣開國公沙門處一筆受	大周東寺都維那清源縣開國公沙門處一筆受	大周東寺都維那清源縣開國公沙門處一筆受	沙門處一筆等筆受
	佛授記寺都維那昌平縣開國公沙門德感筆受	佛授記寺都維那昌平縣開國公沙門德感筆受	佛授記寺都維那昌平縣開國公沙門德感筆受	佛授記寺都維那昌平縣開國公沙門德感筆受	
綴文	佛授記寺沙門思玄綴文	佛授記寺沙門思玄綴文	佛授記寺沙門思玄綴文	佛授記寺沙門(「思」欠)玄綴文	沙門思玄等綴文
	長壽寺主沙門智激綴文	長壽寺主沙門智激綴文	長壽寺主沙門智激綴文	長壽寺主沙門智激綴文	
證義	佛授記寺都維那贊皇縣開國公沙門知靜證義	佛授記寺都維那贊皇縣開國公沙門知靜證義	佛授記寺都維那贊皇縣開國公沙門知靜證義	佛授記寺都維那贊皇縣開國公沙門知靜證(「義」欠)	
	佛授記寺主渤海縣開國公沙門行感證義				
	大周東寺都維(「那」欠)預章縣開國公沙門惠儼證義	大周東寺都維那預章縣開國公沙門惠儼證義	大周東寺都維那預章縣開國公沙門惠儼證義	大周東寺都維那預章縣開國公沙門惠儼證義	
	天宮寺上座沙門知道證義	天宮寺上座沙門知道證義	天宮寺上座沙門知道證義	天宮寺上座(「沙」欠)門知道證義	
	大周東寺上座江陵縣開國公沙門法明證義	大周東寺上座江陵縣開國公沙門法明證義	大周東寺上座江陵縣開國公沙門法明證義	大周東寺上座江陵縣開國公沙門法明證義	
	長壽寺上座沙門知機證義	長壽寺上座沙門知機證義	長壽寺上座沙門知機證義	長壽寺上座沙門知機證義	
	大奉光(ママ)寺上座當陽縣開國公沙門惠稜證義	大奉光寺上座當陽縣開國公沙門慧稜證義	大奉先寺上座當陽縣開國公沙門慧稜證義	大奉先寺上座當陽縣開國公沙門惠稜證義	
	佛授記寺沙門神英證義	佛授記寺沙門神英證義	佛授記寺沙門神英證義	佛授記寺沙門神英證義	沙門神英等證義
		佛授記寺寺主渤海縣開國公沙門行感證義	佛授記寺寺主渤海縣開國公沙門行感證義		
	京西明寺沙門圓測證義	京西明寺沙門圓測證義	京西明寺沙門圓測證義		沙門圓測證義
證譯	波羅門僧般若證譯	波羅門僧般若證譯	波羅門僧般若證譯		
譯語		波羅門臣李無詔譯語	波羅門臣李無詔譯語		波羅門李無詔譯語
寫梵本	波羅門僧臣度破具寫梵本	波羅門臣度破具寫梵本	波羅門臣度破具寫梵本		
	鴻州度(ママ)山縣人臣叱干智藏寫梵本	鴻州慶山縣人臣叱干智藏寫梵本	鴻州慶山縣人臣叱干智藏寫梵本		
	婆羅門臣迦葉烏擔寫梵本	婆羅門臣迦葉烏擔寫梵本			
	婆羅門臣利利烏臺寫梵本	婆羅門臣利利烏臺寫梵本	婆羅門臣利利烏臺寫梵本		
裝	尚方監匠臣李審恭裝		尚方監匠臣李審恭裝		
寫	麟臺楷書令史臣杜大賓寫				
專當	專當典并寫麟臺楷書令史臣徐元處	專當典(「并寫」欠)麟臺楷書令史臣徐元處	專當典并寫麟臺楷書令史臣徐元處		
	專當使文林郎守左衛(ママ)翊二府兵曹參軍事臣傅守眞	專當使文林郎守左衛(ママ)翊二府兵曹參軍事(「臣」欠)傅守口(眞)	專當使文林郎守左衛翊二府口口臣口口口		
勅檢校	勅檢校翻經使典司賓寺府史趙思泰		勅檢校翻經使典司賓寺府(「史」欠)趙思泰		
	勅檢校翻經使司賓寺錄事攝然(ママ)孫承辟		勅檢校翻經使司賓寺錄事攝丞孫承辟		司賓寺丞孫(「承」欠)辟監護

※實際には則天文字が用いられているが、本表では常字での表記とした。

表5 經錄に記された紙數比較

經錄名	紙數				
	衆經目錄	內典錄	武周錄	開元錄	貞元錄
大方廣佛華嚴經六十卷	1087	1087		1079	1079
大般涅槃經四十卷	720	720		730	720
大般若波羅蜜多經六百卷	12000		12000	10581 10331	10331
摩訶般若波羅蜜經四十卷或三十卷	619	619	619	623	623
大方等大集經三十卷	604	604	604	621	621
大方等日藏經十卷	204	204	204	206	206
大方等月藏經十卷	214	214	214	119	219
寶星陀羅尼經十卷	130		140	133	133
大威德陀羅尼經二十卷	265	265	265	268	268
法炬陀羅尼經二十卷	300	300	265*	298	298
大菩薩藏經二十卷	410	410	410		
菩薩瓔珞經十二卷或十四卷	303	337	337	331	337
菩薩見實三昧經一十四卷	238	238			
佛名經一十二卷	247	247		253	253
月燈三昧經十卷	203	202	202	198	198
賢劫經一十三卷	195	195	207*	192	192
華手經十卷	215	225		229	229
十住斷結經十卷	254	254	254	254	
大灌頂經十二卷	113	112		118	
觀佛三昧經十卷或八卷	159	159	184	156	156
五千五百佛名經八卷	126	126	126	131	131
大方便報恩經七卷	124	124		126	126
大方等大集經八卷	128	128			
勝天王般若波羅蜜經七卷	121	121	124	125	122
寶雲經七卷	100	100	120	102	102
金光明經六卷	122	115			
法集經八卷	121	122	132	127	127
菩薩處胎經五卷	113	113			115
大悲經五卷	88	88	100	87	87
大集賢護菩薩經五卷	93	93	93		
大方等無相經六卷（大雲經）	92	92	93		
密迹金剛力士經五卷	112	112	132		
大方等陀羅尼經四卷	62	62	62	63	63
海龍王經四卷	72	73		73	73
央掘魔羅經四卷	78	78			
無所有菩薩經四卷	60	60	60	62	62
僧伽吒經四卷	51	51	59	51	51
觀察諸法經四卷	60	60	60	63	63
七佛神呪經四卷	70	70	71		
菩薩本行經三卷	52	52	52	47	47
稱揚諸佛功德經三卷	55	55	67	57	57
菩薩藏經三卷	61	61	72*		
力莊嚴三昧經三卷	36	46	36	38	38
須眞天子經三卷	46	46		46	46
首楞嚴三昧經三卷	52	51	58	52	52
般舟三昧經三卷	47	47	47	50	50
等目菩薩所問三昧經二卷	50		63	52	52
明度五十校計經二卷	40	40		40	
菩薩瓔珞本業經二卷	48	38	42	39	39
寶雨經十卷			186	141	141

※『衆經目錄』卷一（『大正藏』55、181c～182c）冒頭の五十部と『寶雨經』について、
 對應する他の經錄の記載をまとめた。

『大周刊定衆經目錄』（武周錄）のみ紙數が多いものに網掛けをを施した。

* 印は、宋本の表記に従った。

經典が未収録の場合は空欄とした。